

吸収分割に関する事前開示書類

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める開示事項)

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に定める開示事項)

2024 年 5 月 13 日

株式会社ルネット

株式会社パリミキホールディングス

2024年5月13日

兵庫県姫路市駅前町313番地
株式会社ルネット
代表取締役社長 多根 幹雄

東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
株式会社パリミキホールディングス
代表取締役社長 澤田 将広

吸収分割に係る事前開示事項

株式会社ルネット(以下「ルネット」といいます。)と株式会社パリミキホールディングス(以下「パリミキHD」といい、ルネットとあわせて「本吸収分割当事者」といいます。)とは、ルネットを吸収分割会社とし、パリミキHDを吸収分割承継会社として、ルネットが営む資産運用事業に関して有する権利義務を、2024年7月1日を効力発生日(以下「本効力発生日」といいます。)として、パリミキHDに承継させる吸収分割(以下「本吸収分割」といいます。)を行う旨の吸収分割契約を、2024年5月13日付で締結いたしました。

本吸収分割を行うに際して、ルネットが会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づき、また、パリミキHDが会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づき、それぞれ事前に開示すべき事項は次のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容(会社法第782条第1項、同第794条第1項)

別紙1のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項(会社法施行規則第183条第1号、同第192条第1号)

パリミキHDは、本吸収分割に際し、ルネットに対して、その承継する権利義務の対価として、パリミキHDが保有する自己株式4,850,000株を交付する予定です。パリミキHDは、本吸収分割の検討に当たり、パリミキHDの一般株主とルネットの利益相反の疑義を回避し、手続の公正性を担保するため、(i)本吸収分割当事者から独立した第三者算定機関であるマクサス・コーポレートアドバイザーズ株式会社より、分割対価として交付するパリミキHDの株式数に関する算定書を取得し、(ii)本吸収分割当事

者から独立したリーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所・外国法共同事業から法的助言を受けるとともに、(iii)本吸収分割当事者から独立したパリミキ HD の独立役員から、本吸収分割を行うことをパリミキHD の取締役会が決定することが、パリミキHD の一般株主にとって不利益なものではない旨の意見を取得しております。また、(iv)パリミキHD の代表取締役会長である多根幹雄氏は、ルネットの代表取締役社長を兼任しており、また、ルネットの議決権の全てを有する株主であるため、会社法第 369 条第 2 項に定める「特別の利害関係を有する取締役」に該当することから、多根幹雄氏は、パリミキHD の取締役会における、本吸収分割の決定に係る審議及び決議から除外されております（なお、(i)の算定に関する事項、(iii)の公正性を担保するための措置、及び(iv)の利益相反を回避するための措置は、パリミキ HD が 2024 年 5 月 13 日付で公表した「株式会社ルネットとの吸収分割契約の締結並びに親会社の異動及び特定子会社の異動に関するお知らせ」と題するプレスリリースもご参照ください（別紙 2））。また、ルネットの代表取締役社長である多根幹雄氏は、パリミキ HD の代表取締役会長を兼任しているため、本吸収分割に係るルネットの取締役会決議にも加わっておりません。

パリミキHD 及びルネットは、本吸収分割に係る分割対価は、これらの措置を講じた上で、上記(i)の算定書における算定結果も勘案しつつ、パリミキ HD 及びルネット間における協議を経て決定されたものであり、相当であると判断しております。

また、本吸収分割により、パリミキHD の資本金及び準備金の額は増加しないこととされておりませんが、本吸収分割後におけるパリミキHD の事業内容及びルネットから承継する権利義務等を考慮し、会社計算規則の規定に従って決定するものであり、相当であると判断しております。

3. 計算書類等に関する事項(会社法施行規則第 183 条第 4 号及び第 5 号、同第 192 条第 4 号及び第 6 号)

ルネット

- (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容
別紙 3 のとおりです。
- (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。
- (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
ルネットは、2023 年 10 月 5 日付で、株式売渡請求により、株式会社パリ

ミキアセットマネジメントの株式を約 39 百万円で買取り、同社を完全子会社化いたしました。

パリミキ HD

- (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容
別紙 4 のとおりです。
- (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。
- (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

4. 本吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則第 183 条第 6 号、同第 192 条第 7 号)

(1) ルネット

ルネットの 2023 年 2 月 28 日現在の貸借対照表における資産及び負債の額はそれぞれ 16,471 百万円及び 5,034 百万円であり、資産の額が負債の額を上回っております。

また、ルネットにおいて、2023 年 3 月 1 日から現在までに債務の履行に支障を及ぼすような事象は生じておらず、また、本吸収分割の効力発生時までにかかる事象が生じることも見込まれておりません。

さらに、本吸収分割の効力発生後のルネットの収益状況及びキャッシュフロー等に鑑みて、ルネットが負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておらず、本効力発生日以後のルネットの資産の額も負債の額を上回ることが見込まれております。

以上より、本効力発生日以後におけるルネットの債務について、履行の見込みがあると判断いたします。

(2) パリミキ HD

パリミキ HD の 2023 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産及び負債の額

はそれぞれ 30,029 百万円及び 1,287 百万円であり、資産の額が負債の額を上回っております。

また、パリミキ HD において、2023 年 4 月 1 日から現在までに債務の履行に支障を及ぼすような事象は生じておらず、また、本吸収分割の効力発生時までにかかる事象が生じることも見込まれておりません。

さらに、本吸収分割の効力発生後のパリミキ HD の収益状況及びキャッシュフロー等に鑑みて、パリミキ HD が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておらず、本効力発生日以後のパリミキ HD の資産の額も負債の額を上回ることが見込まれております。

以上より、本効力発生日以後におけるパリミキ HD の債務について、履行の見込みがあると判断いたします。

以 上

吸収分割契約書

株式会社ルネット（以下「**分割会社**」という。）及び株式会社パリミキホールディングス（以下「**承継会社**」という。）は、第 2.1 条に定める分割会社の事業を承継会社が承継する吸収分割（以下「**本吸収分割**」という。）に関し、2024 年 5 月 13 日（以下「**本契約締結日**」という。）付けで、以下のとおり吸収分割契約（以下「**本契約**」という。）を締結する。

第1章 定義

第1.1条 （定義）

本契約において用いられる用語の意味は、別途本契約で定める用語を除き、**別紙 1.1** に定めるところによる。

第2章 本吸収分割の内容

第2.1条 （本吸収分割）

本契約の定めるところに従い、分割会社は、会社法第 2 条第 29 号に定める吸収分割の方法により、分割会社が営む資産運用事業（以下「**本事業**」という。）に関して有する権利義務（以下「**本承継対象権利義務**」という。）を承継会社に承継させ、承継会社はこれを承継する。

第2.2条 （当事会社の商号及び住所）

本吸収分割の当事会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

- 分割会社
商号：株式会社ルネット
住所：兵庫県姫路市駅前町 313 番地
- 承継会社
商号：株式会社パリミキホールディングス
住所：東京都中央区日本橋室町二丁目 4 番 3 号

第2.3条 （承継対象権利義務）

- 承継会社は、本効力発生日（第 2.6 条において定義する。以下同じ。）において、本吸収分割により、**別紙 2.3.1** 記載の本承継対象権利義務を分割会社から承継する。但し、法令等又は司法・行政機関等の判断等により、本吸収分割により承継することができない権利義務は除く。
- 本吸収分割による分割会社から承継会社への債務の承継は、免責的債務引受の方法に

よるものとし、分割会社は、本効力発生日以降、承継会社が本吸収分割により承継する一切の債務について弁済又は履行の責めを免れる。

第2.4条 （承継会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

本吸収分割により承継会社の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は増加しない。

第2.5条 （本吸収分割の対価）

承継会社は、本吸収分割に際し、分割会社に対して、本吸収分割により承継する本承継対象権利義務の対価として、承継会社が保有する自己株式 4,850,000 株を交付する。

第2.6条 （本吸収分割の効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「**本効力発生日**」という。）は、2024年7月1日とする。但し、本吸収分割の手の進行等に応じて本効力発生日を変更する必要がある場合、分割会社及び承継会社は、相互に協議し、合意の上、本効力発生日を変更することができる。

第2.7条 （本承継対象権利義務の移転手続等）

分割会社は、本効力発生日において、本承継対象権利義務に含まれる資産を承継会社に合理的な方法により引き渡すものとし、分割会社及び承継会社は、本承継対象権利義務のうち、その承継又は対抗要件具備のために登記、登録、通知、承諾その他の手続（外国法に基づくものを含む。）を必要とするものについては、協力して必要な手続を履践する。

第3章 誓約事項

第3.1条 （法令等に基づく手続）

1. 分割会社は、本効力発生日の前日までに、法令等及び定款の定めに従い、株主総会及び B 種類株式を有する株主を構成員とする種類株主総会において本契約を承認する旨の決議を得る。
2. 分割会社及び承継会社は、前項に定めるほか、本効力発生日の前日までに、本効力発生日に本吸収分割の効力を発生させるために法令等及びそれぞれの定款その他の社内規則に基づき必要となる一切の手続を各自適時に完了させる。

第3.2条 （事業の運営等）

分割会社は、本事業（疑義を避けるために付言すると、株式会社パリミキアセットマネジメント（以下「**パリミキ AM**」という。）及び Paris Miki (International) SA（以下「**PMI**」といい、パリミキ AM と併せて「**本子会社**」という。）における事業を含む。）について、本契約締結日から本効力発生日までの間、(i) 適用ある法令を遵守し、(ii) 善良

な管理者の注意をもって、分割会社において本契約締結日以前に行われていたのと実質的に同一かつ通常の業務の範囲であって、かかる業務のために必要最小限の範囲において業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行うものとし、また、(iii) 承継会社の事前の書面による承諾を得ることなく、(ii)の範囲を逸脱する行為を行わない。

第3.3条 (契約相手方からの承諾の取得等)

1. 分割会社は、本効力発生日の前日までに、本吸収分割を実行するに際し相手方当事者より承諾を取得することが必要な契約等（本吸収分割又は本吸収分割による契約上の地位の承継が契約の債務不履行事由等となる場合を含み、以下「**要承諾契約**」という。）につき、当該要承諾契約の各相手方当事者から、当該要承諾契約に規定がある場合にはこれに従い、本吸収分割に関する承諾（又は本吸収分割による承継に異議を述べない旨の回答）を取得するよう、商業上合理的な範囲で努力する。
2. 分割会社は、本効力発生日の前日までに、本吸収分割を実行するに際し、相手方当事者に対して事前に通知が必要な契約等につき、当該契約等の規定に従い、当該契約等の各相手方当事者に対して通知を行う。

第3.4条 (従業員の承継等に関する手続)

分割会社は、別紙 2.3.1 第3項記載の従業員（以下「**承継対象従業員**」という。）と分割会社との間の労働契約が承継会社に承継されることにつき、労働契約承継法その他関連法令等に基づく必要手続を履践する（承継対象従業員が労働契約承継法に基づく異議申出権を行使しないよう商業上合理的な範囲で努力することを含む。）。

第3.5条 (通知義務)

分割会社又は承継会社は、本契約締結日から本効力発生日までの間、(i) 第4章に定める自らの表明及び保証が真実かつ正確でないことが判明した場合若しくは真実かつ正確でなくなると合理的に見込まれることを認識した場合、(ii) 自らによる本契約の義務の違反の事実又は違反することとなるおそれのある事実が判明した場合、又は(iii) 本吸収分割の実現に重大な影響を与える可能性のある事象が判明した場合には、速やかに相手方当事者に対して書面により通知を行う。但し、当該通知を行った当事者は、かかる通知を行ったことによって、当該表明及び保証が真実かつ正確でないこと又は自らによる本契約の義務の違反に関する、補償責任を含む法的責任を免れるものではない。

第3.6条 (情報提供義務)

分割会社及び承継会社は、本契約締結日から本効力発生日までの間、本契約又は本吸収分割に関連して相手方当事者が合理的に要請する場合には、相手方当事者及びそのアドバイザー等に対して、本吸収分割の円滑な実現のために必要と認められる事項について、資料の提供その他合理的な範囲内で誠実に情報を提供し、自らの役職員又はそのアドバイザー

一等へのアクセスを認める。

第3.7条 (競業禁止義務)

分割会社は、本吸収分割に関し、会社法第 21 条に基づく競業禁止義務を負わない。

第3.8条 (本効力発生日以降の誓約事項)

分割会社は、本効力発生日後速やかに、本子会社に係る本必要許認可等（**別紙 4.1** 第 2 項 第(6)号において定義する。）に関して法令等上分割会社において必要となる一切の手続を行う。

第4章 表明及び保証

第4.1条 (分割会社による表明及び保証)

分割会社は、承継会社に対し、本契約締結日及び本効力発生日の 3 営業日前の日において（但し、別途時点が明記されているものについては当該時点において）、**別紙 4.1** 記載の事項が真実かつ正確であることを表明し、保証する。なお、承継会社（承継会社の役職員及びアドバイザー等を含む。）が分割会社の表明又は保証の違反を構成する事項又はその可能性のある事項について、本契約締結日又は本効力発生日において認識し又は認識し得た場合であっても、当該認識又は認識可能性は、第 6.1 条に定める補償の請求又は本契約上のその他の承継会社の救済手段の有効性及び効果に何らの影響も及ぼさない。

第4.2条 (承継会社による表明及び保証)

承継会社は、分割会社に対し、本契約締結日及び本効力発生日の 3 営業日前の日において（但し、別途時点が明記されているものについては当該時点において）、**別紙 4.2** 記載の事項が真実かつ正確であることを表明し、保証する。なお、分割会社（分割会社の役職員及びアドバイザー等を含む。）が承継会社の表明又は保証の違反を構成する事項又はその可能性のある事項について、本契約締結日又は本効力発生日において認識し又は認識し得た場合であっても、当該認識又は認識可能性は、第 6.1 条に定める補償の請求又は本契約上のその他の分割会社の救済手段の有効性及び効果に何らの影響も及ぼさない。

第5章 前提条件

第5.1条 (前提条件)

1. 分割会社は、本効力発生日の 3 営業日前の日において、以下の各号に掲げる条件の全部又は一部が充足されていない場合には、本吸収分割を中止することができ、分割会社及び承継会社は、本効力発生日の前日までに当該中止手続を履践する。
 - (1) 本契約締結日及び本効力発生日の 3 営業日前の日において、第 4.2 条に定める承

継会社の表明及び保証が重要な点において真実かつ正確であること。

- (2) 承継会社が、本契約に基づき本効力発生日の 3 営業日前の日までに履行又は遵守すべき事項を重要な点において履行又は遵守することが確実であると合理的に見込まれていること。
 - (3) 本吸収分割の本効力発生日における効力発生のために必要な手続（但し、承継会社において行うことが必要な内部手続に限る。また、本効力発生日の 3 営業日前の日までに完了している必要があるものに限る。）が完了しており、本効力発生日において、本吸収分割の効力が発生することが確実であると見込まれること。
 - (4) 本吸収分割を制限又は禁止することを求める訴訟等が係属しておらず、かつ、本吸収分割を制限又は禁止する旨のいかなる法令等又は司法・行政機関等の判断等も存在せず、その具体的なおそれもないこと。
 - (5) 承継会社の連結及び単体の財政状態、経営成績、キャッシュフロー、事業その他の状況、資産、負債に重大な悪影響を及ぼす又は及ぼし得る事由又は事象は存在しないこと。
2. 承継会社は、本効力発生日の 3 営業日前の日において、以下の各号に掲げる条件の全部又は一部が充足されていない場合には、本吸収分割を中止することができ、分割会社及び承継会社は、本効力発生日の前日までに当該中止手続を履践する。
- (1) 本契約締結日及び本効力発生日の 3 営業日前の日において、第 4.1 条に定める分割会社の表明及び保証が重要な点において真実かつ正確であること。
 - (2) 分割会社が、本契約に基づき本効力発生日の 3 営業日前の日までに履行又は遵守すべき事項を重要な点において履行又は遵守することが確実であると合理的に見込まれていること。
 - (3) 効力発生日の前日までに、分割会社の株主総会において、本契約を承認する旨の決議がなされていること。
 - (4) 本吸収分割の本効力発生日における効力発生のために必要な手続（但し、分割会社において行うことが必要な内部手続に限る。また、本効力発生日の 3 営業日前の日までに完了している必要があるものに限る。）が完了しており、本効力発生日において、これらの効力が発生することが確実であると見込まれること。
 - (5) 本吸収分割を制限又は禁止することを求める訴訟等が係属しておらず、かつ、本吸収分割を制限又は禁止する旨のいかなる法令等又は司法・行政機関等の判断等も存在せず、その具体的なおそれもないこと。
 - (6) 本事業の財政状態、経営成績、キャッシュフロー、事業その他の状況、資産、負債に重大な悪影響を及ぼす又は及ぼし得る事由又は事象は存在しないこと。

第6章 補償

第6.1条 (補償)

1. 分割会社及び承継会社は、本契約上の自らの義務に関する不履行若しくは不遵守、又は、表明及び保証（第4章に基づく表明及び保証をいう。以下同じ。）の違反に起因又は関連して、相手方当事者に損害、損失又は費用（合理的な範囲の弁護士費用等を含む。以下「**損害等**」と総称する。）が生じた場合（本事業又は承継対象資産（**別紙 4.1**第2項第(4)号に定める意味を有する。）に価値の毀損・減少が生じた場合は、本効力発生日以後は、承継会社の損害とみなす。以下同じ。）、当該相手方当事者に対して、かかる損害等を補償する。
2. 分割会社及び承継会社が、前項に基づき相手方当事者に対して負担する補償の額は、それぞれ、合計して8億円を超えないものとする。
3. 本契約に基づく相手方当事者に対する補償の請求は、本効力発生日から1年6か月後の応当日（但し、(i) **別紙 4.1**第2項第(7)号及び第(9)号に係る表明及び保証の違反については、本効力発生日から5年後の応当日とし、(ii) 本効力発生日以降に履行期限（継続的な義務については、その終期をもって当該義務の履行期限とする。）が到来する義務に関する不履行又は不遵守については、当該履行期限の末日から1年6か月後の応当日とする。以下「**補償期限日**」という。）までに、書面により行わなければならない。補償期限日までに相手方当事者に当該書面が到達しない場合、相手方当事者は補償義務を負わない。
4. 本契約に関連して分割会社及び承継会社に生じる損害等についての相手方当事者に対する補償その他の救済の請求は、本条に従ってのみ可能であり、分割会社及び承継会社は、本条に基づく補償の請求を除き、債務不履行責任、契約不適合責任、不法行為責任、不当利得、法定責任その他法律構成の如何を問わず、相手方当事者に対して損害等その他の負担につき賠償、補償その他の一切の請求をすることはできない。

第7章 本契約の終了

第7.1条 (本契約の終了)

1. 本契約は、本効力発生日の前日までに限り、かつ、以下の各号のいずれかの場合にのみ終了する。
 - (1) 分割会社及び承継会社が、本契約の終了につき書面により合意した場合
 - (2) 第7.2条に従い、いずれかの当事者により本契約が解除された場合
 - (3) 第5.1条に従い、いずれかの当事者により本吸収分割が中止された場合
2. 本契約の終了後においても、第1章、第6章、本条及び第8章は引き続きその効力を有する。疑義を避けるために付言すると、本契約の終了により、本契約終了時において既に本契約に基づき発生した権利義務又は本契約終了前の作為若しくは不作為に基

づく責任が免除されるものではない。

第7.2条 (本契約の解除)

1. 分割会社は、以下の事項のいずれかに該当する場合には、本効力発生日の前日までに限り、承継会社に書面で通知することにより、本契約を直ちに解除することができる。
 - (1) 第4.2条に定める承継会社の表明及び保証に重大な点において違反があった場合
 - (2) 承継会社に本契約に基づく承継会社の義務に重大な点で違反があった場合
 - (3) 承継会社が解散、清算をし、若しくは倒産手続等の開始申立てを受け、若しくは申立てを行った場合、又は支払停止、支払不能若しくは債務超過の状態となった場合
2. 承継会社は、以下の事項のいずれかに該当する場合には、本効力発生日の前日までに限り、分割会社に書面で通知することにより、本契約を直ちに解除することができる。
 - (1) 第4.1条に定める分割会社の表明及び保証に重大な点において違反があった場合
 - (2) 分割会社に本契約に基づく分割会社の義務に重大な点で違反があった場合
 - (3) 分割会社が解散、清算をし、若しくは倒産手続等の開始申立てを受け、若しくは申立てを行った場合、又は支払停止、支払不能若しくは債務超過の状態となった場合

第8章 一般条項

第8.1条 (秘密保持)

1. 分割会社及び承継会社は、本契約締結日から3年間、(i)本契約に関連する交渉の存在、内容及び経緯、及び(ii)本吸収分割に関連して本契約締結日の前後を問わず相手方当事者から受領した相手方当事者の営業上、技術上、経営上その他業務上の一切の情報（書面、口頭、電子メール、電磁的記録媒体等、受領の態様を問わない。また、個人情報を含む。）（以下「**秘密情報**」と総称する。）について、厳に秘密を保持し、相手方当事者の事前の書面による同意がない限り、いかなる第三者にも開示、提供又は漏洩してはならず、また、本契約の交渉及び締結並びに履行以外の目的に使用してはならない。但し、以下の各号に規定されるものは秘密情報に含まれない。
 - (1) 当該情報を開示した当事者（以下、本条において「**開示当事者**」という。）が開示した時点で、当該情報を受領した当事者（以下、本条において「**受領当事者**」という。）が自ら適法に保有していた情報
 - (2) 開示当事者が開示した時点で既に公知となっていた情報
 - (3) 開示当事者が開示した後、受領当事者の責によらず公知となった情報
 - (4) 受領当事者が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に受領した情報
 - (5) 開示当事者からの情報に基づかずに受領当事者が独自に開発した情報

2. 前項の定めにかかわらず、承継会社は、本吸収分割の効力発生以降、本事業に関連する一切の情報（疑義を避けるために付言すると、本契約に関連する交渉の存在、内容及び経緯に関する情報を除く。）について秘密保持義務を負わない。また、分割会社は、本吸収分割の効力発生以降、本契約の交渉及び履行の過程において受領したものであるか否かを問わず、本事業に関する一切の情報について秘密保持義務を負う。
3. 第1項の定めにかかわらず、分割会社及び承継会社は、本契約の交渉若しくは締結及び履行のために必要な範囲内に限り、自らの役職員及びアドバイザー等並びに自らの子会社の役職員及びアドバイザー等に対して相手方当事者の秘密情報を開示することができる。但し、開示を受ける第三者が法令等に基づく守秘義務を負担しない場合は、少なくとも本条に定める秘密保持義務と同等の秘密保持義務を負担することを条件とする。
4. 第1項の定めにかかわらず、分割会社及び承継会社は、法令等の規定又は司法・行政機関等の判断等により秘密情報の開示が義務付けられる場合には、事前に（それが困難な場合には、実務上可能な限り事後速やかに）相手方当事者に対して書面にて通知の上、かかる義務が課される範囲で当該秘密情報を開示することができる。

第8.2条 （公表）

分割会社及び承継会社は、法令等の規定又は司法・行政機関等の判断等により公表する場合を除き、本契約又は本吸収分割に関する公表を行う場合には、事前に相手方と協議し、相手方と合意した時期、方法及び内容に従って、これを行う。

第8.3条 （費用負担）

本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約の交渉、締結及び履行に関し分割会社及び承継会社に発生する費用は各自がそれぞれ負担する。

第8.4条 （分離可能性）

本契約のいずれかの規定の一部が何らかの理由により無効、違法又は執行不能とされた場合であっても、本契約の他の規定が無効、違法又は執行不能となるものではなく、また、かかる場合には、当該規定は、有効かつ執行可能となるために必要な限度において限定的に解釈される。

第8.5条 （権利義務の譲渡禁止）

分割会社及び承継会社は、相手方の事前の書面による承諾を得ずに、本契約上の地位又は本契約に基づく権利若しくは義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し又は引き受けさせてはならず、又はこれを担保に供してはならない。

第8.6条 （契約の変更）

本契約は、分割会社及び承継会社の書面による合意によらなければ変更することができない。

第8.7条 （完全合意）

本契約は、書面、口頭、黙示のいずれを問わず、本吸収分割についての全てのこれまでの当事者間の提案、交渉その他の意思連絡に優先する。

第8.8条 （準拠法・裁判管轄）

本契約は、日本法に準拠し、日本法により解釈される。本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

第8.9条 （誠実協議）

分割会社及び承継会社は、本契約に定めのない事項又は解釈上疑義が生じた事項については、本契約の趣旨に従い、誠実に協議をすることにより、これを解決する。

(本頁、以下余白)

本契約成立の証として、本書2通を作成し、各当事者署名又は記名捺印の上、各1通を保有する。

2024年5月13日

分割会社：兵庫県姫路市駅前町313番地
株式会社ルネット
代表取締役社長 多根 幹雄



本契約成立の証として、本書 2 通を作成し、各当事者署名又は記名捺印の上、各 1 通を
保有する。

2024 年 5 月 13 日

承継会社：東京都中央区日本橋室町二丁目 4 番 3 号
株式会社パリミキホールディングス
代表取締役社長 澤田 将広



別紙 1.1

定 義

- (1) 「アドバイザー等」とは、弁護士、公認会計士、税理士、司法書士、フィナンシャルアドバイザーその他の専門家を総称していう。
- (2) 「会社法」とは、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の変更を含む。）をいう。
- (3) 「許認可等」とは、司法・行政機関等の許可、認可、免許、登録、承認、司法・行政機関等への届出、報告その他これらに類する法令等上の手続を総称していう。
- (4) 「金融商品取引法」とは、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 86 号。その後の変更を含む。）をいう。
- (5) 「クレーム等」とは、クレーム、異議、不服及び苦情を総称していう。
- (6) 「契約等」とは、契約、取決めその他の合意（書面によるか、口頭によるかを問わない。）を総称していう。
- (7) 「子会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 3 項に定義される子会社をいう。
- (8) 「債務不履行事由等」とは、契約等の債務不履行事由、違反事由、変更、更新拒絶、解約、解除若しくは終了事由、期限の利益喪失事由又は通知その他所定の作為若しくは時間の経過若しくはその両方によりこれらの事由に該当することとなる事由を総称していう。
- (9) 「司法・行政機関等」とは、裁判所、仲裁人、仲裁機関、規制機関、執行若しくは調査機関、監督官庁その他の司法機関、行政機関又は金融商品取引所その他の自主規制機関（いずれも外国の機関等も含む。）を総称していう。
- (10) 「司法・行政機関等の判断等」とは、司法・行政機関等の判決、決定、命令、行政指導、裁判上の和解、免許、許可、認可、勧告その他の措置及び判断を総称していう。
- (11) 「訴訟等」とは、訴訟、仲裁、調停、強制執行、仮差押、差押、仮処分、保全処分、保全差押、滞納処分、審判手続、又は異議申立手続その他一切の裁判上又は行政上の手続を総称していう。
- (12) 「倒産手続等」とは、破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続その他これらに類する国内外の法的倒産手続又は事業再生 ADR、特定調停その他の私的整理手続（外国法に基づくものを含む。）をいう。
- (13) 「反社会的行為」とは、以下に掲げる事由に該当する又はこれらに準ずる行為をいう。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて信用を毀損し、又は業務を妨害する

行為

- (14) 「反社会的勢力」とは、暴力団員等又は以下の各号のいずれかに該当する者をいう。
- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有する。
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する。
 - ③ 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する。
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有する。
 - ⑤ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する。
- (15) 「負担等」とは、第三者の質権、抵当権、先取特権、留置権その他の担保権（譲渡担保及び所有権留保を含む。）、所有権、賃借権、地上権、地役権、使用借権、実施権、売買の予約、譲渡を約する契約等、譲渡を禁止する契約等、差押、仮差押、差止命令、仮処分若しくは滞納処分を総称していう。
- (16) 「暴力団員等」とは、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者をいう。
- (17) 「法令等」とは、法律、命令、規則、条例、条約、指針、通知、通達、事務ガイドライン、自主規制団体による自主規制（金融商品取引所の規則を含む。）その他これらに準じるもの（外国においてこれらに相当するものを含む。）を総称していう。
- (18) 「労働契約承継法」とは、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成12年法律第103号。その後の変更を含む。）をいう。
- (19) 以下に掲げる各用語は、それぞれ対応する右欄に記載された条項にて定義される意味を有する。

定義された用語	定義されている条項
開示当事者	第 8.1 条第 1 項第(1)号
基準時	別紙 2.3.1 頭書
受領当事者	第 8.1 条第 1 項第(1)号
承継会社	頭書
承継対象契約等	別紙 4.1 第 2 項第(3)号①
承継対象資産	別紙 4.1 第 2 項第(4)号
承継対象従業員	第 3.4 条
損害等	第 6.1 条第 1 項
パリミキ AM	第 3.2 条
秘密情報	第 8.1 条第 1 項
分割会社	頭書
補償期限日	第 6.1 条第 3 項

定義された用語	定義されている条項
本吸収分割	頭書
本計算書類	別紙 4.1 第 2 項第(1)号①
本契約	頭書
本契約締結日	頭書
本効力発生日	第 2.6 条
本子会社	第 3.2 条
本子会社株式	別紙 4.1 第 2 項第(2)号④
本事業	第 2.1 条
本承継対象権利義務	第 2.1 条
本必要許認可等	別紙 4.1 第 2 項第(6)号
要承諾契約	第 3.3 条第 1 項
PMI	第 3.2 条

別紙 2.3.1

承継対象権利義務明細表

本承継対象権利義務は、本効力発生日の前日の終了時点（以下「**基準時**」という。）における、分割会社の本事業に属する以下の権利義務とする。

1. 資産

- (1) 以下に掲げる分割会社の子会社の発行済株式の全て
 - ① 株式会社パリミキアセットマネジメント
 - ② Paris Miki International SA
- (2) (1)に掲げる資産のほか、専ら本事業に属する資産

2. 契約（労働契約を除く。）

分割会社とパリミキ AM の間の 2020 年 12 月 1 日付「業務委託契約書」及びこれに基づく権利義務

3. 労働契約

基準時において、本事業に従事する分割会社の従業員（社員番号：20199209 の従業員を指す。）の労働契約及びそれに基づく権利義務

別紙 4.1

分割会社による表明及び保証

1. 分割会社に関する事項

(1) (設立及び存続)

分割会社は、日本法に基づき適法かつ有効に設立され、かつ存続する株式会社であり、現在行っている事業に必要な権限及び権能を有していること。

(2) (本契約の締結及び履行)

分割会社は、本契約を適法かつ有効に締結し、これを履行するために必要な権限及び権能を有していること。分割会社による本契約の締結及び履行は、その目的の範囲内の行為であり、分割会社は、本契約締結日において（本契約の履行及び本吸収分割の実行については本効力発生日の 3 営業日前の日までに）、本契約の締結及び履行並びに本吸収分割の実行に関し、当該日までに法令等、定款その他分割会社の社内規則において必要とされる手続を全て適法に履践していること。

(3) (法令等との抵触の不存在)

分割会社による本契約の締結及び履行は、(i) 分割会社に適用ある法令等に違反せず、(ii) 分割会社の定款その他の社内規則に違反せず、(iii) 分割会社が当事者となっている契約等について、債務不履行事由等を構成せず、かつ、(iv) 分割会社に対する司法・行政機関等の判断等に違反しないこと。

(4) (強制執行の可能性)

本契約は、分割会社により適法かつ有効に締結され、分割会社の適法、有効かつ法的拘束力のある義務を構成し、その各条項に従い分割会社に対して強制執行が可能であること。

(5) (倒産手続等の不存在)

分割会社に対して倒産手続等は開始されておらず、分割会社自ら又は第三者により倒産手続等の開始の申立てもなされておらず、また、倒産手続等を開始する原因となり得る事実も存在しないこと。

(6) (反社会的勢力との取引の不存在)

分割会社及びその役職員は、反社会的勢力に該当せず、直接又は間接に、一切の反社会的行為に関与していないこと。

2. 本事業等に関する事項

(1) (計算書類)

- ① 分割会社の直近事業年度（2023 年 2 月期）、パリミキ AM の過去 3 事業年度（2021 年 3 月期乃至 2023 年 3 月期）及び PMI の直近事業年度（2023 年 12 月

期)に係る、それぞれの計算書類及びその附属明細書(以下「**本計算書類**」
と総称する。)は、設立準拠法国において一般に公正妥当と認められる企業
会計の基準に重要な点において従って作成され、設立準拠法国の法令等に定
める手続に従って適正な監査を受けており、本計算書類の対象期間及び期間
の末日現在における、分割会社及び本子会社の財政状態及び経営成績を重要
な点において正確かつ適正に表示していること。本計算書類は、重要な点に
おいて、虚偽の記載を含まず、記載すべき事項若しくは誤解を生じさせない
ために必要な事実の記載を重要な点において欠いていないこと。

- ② 本事業に関して、本計算書類に表示されている基準時点(分割会社につい
ては、2023年2月28日、パリミキAMについては、2023年3月31日、PMIに
ついては2023年12月31日)の債務及び当該時点以降に通常の業務の範囲内
において生じた債務を除いて、重要な点において、債務(種類、偶発的か確
定的か、会計上発生済みか未発生か、認識されているか否か、簿外債務か否
か、作為・不作為に起因するか否かを問わない。)も発生しておらず、分割
会社又は本子会社の知る限り、それらが将来発生する原因となる具体的な事
由も存在しないこと。

(2) (子会社)

- ① パリミキAMは、日本法に基づき適法かつ有効に設立され、かつ存続する株
式会社であり、現在行っている事業に必要な権限及び権能を有していること。
PMIは、スイス法に基づき適法かつ有効に設立され、かつ存続する株式会社
(SA)であり、現在行っている事業に必要な権限及び権能を有していること。
- ② 本子会社に対して倒産手続等は開始されておらず、本子会社自ら又は第三者
により倒産手続等の開始の申立てもなされておらず、また、倒産手続等を開
始する原因となり得る事実も存在しないこと。
- ③ 本子会社及びその役職員は、反社会的勢力に該当せず、直接又は間接に、一
切の反社会的行為に関与していないこと。
- ④ 分割会社は、本子会社の発行済株式(以下「**本子会社株式**」という。)を全
て適法かつ有効に所有しており、本子会社の実質的かつ唯一の株主であり、
その旨が本子会社の株主名簿に適法かつ有効に記載されていること。

(3) (契約等)

- ① 本吸収分割により分割会社から承継会社に承継される契約等(パリミキAM
及びPMIが当事者となる契約等のうち、パリミキAM及びPMIの事業上必要
かつ重要な契約等を含み、以下「**承継対象契約等**」という。)は全て適法か
つ有効に締結され、有効に存続しており、かつ、その条項に従い法的拘束力
を有し、執行可能な各当事者の義務を構成すること。
- ② 分割会社及び本子会社は、承継対象契約等に基づく自らの義務の全てを重要
な点において適正に履行済みであり、それらのいずれについても分割会社又

は本子会社による重大な債務不履行事由等は生じていないこと。承継対象契約等について、(i) その相手方当事者から無効又は取消しを主張されておらず、また、(ii) 分割会社又は本子会社は、相手方当事者その他の第三者から、債務不履行事由等が発生している旨、解除、解約若しくは取消しを行う旨又は更新拒絶する旨の通知を受領していないこと。

(4) (資産)

分割会社及び本子会社は、本吸収分割により分割会社から承継会社に承継される資産（パリミキ AM 及び PMI の資産のうち、パリミキ AM 及び PMI の事業上必要かつ重要な資産を含むが、本子会社株式は除く。以下「**承継対象資産**」という。）を全て適法かつ有効に所有しているか、又は適法かつ有効に使用する権利を有しており、有効な第三者対抗要件（当該対抗要件を具備することが商慣習上通常であるものに限る。）を具備していること。承継対象資産には、いかなる負担等も存在しないこと。

(5) (従業員等)

- ① 分割会社及び本子会社は、本事業に従事する役員及び従業員に対する報酬、給与、賞与、退職金・退職慰労金、社会保険料、年金その他の分割会社及び本子会社において支払う必要のある金銭等の支払義務を全て重要な点において履行しており、重要な点において、未払いや積み立て不足は存在せず、分割会社又は本子会社の知る限り、それらの具体的なおそれもないこと。
- ② 分割会社及び本子会社において、本事業に関し、現在及び過去 3 年間、(i) 重大な労働災害、(ii) 労働基準監督署その他国内外の労使関係に関する公的機関から受けた勧告又は指導等、及び(iii) ストライキ、労働停止、労働遅延、不当解雇、不当更新拒絶、リストラ、雇用差別その他の労働問題は存在せず、分割会社又は本子会社の知る限り、それらの具体的なおそれもないこと。

(6) (許認可等)

分割会社及び本子会社は、本事業を行うために必要かつ重要な許認可等（以下「**本必要許認可等**」という。）を全て適法かつ有効に取得又は完了し、当該許認可等は有効に維持存続していること。本必要許認可等について、当該許認可等が無効になり、取り消され、又は更新することができないこととなるものは存在せず、分割会社又は本子会社の知る限り、それらの具体的なおそれもないこと。

(7) (法令遵守)

分割会社及び本子会社は、現在及び過去において、本事業に関して適用される全ての法令等及び司法・行政機関等の判断等に違反（軽微な違反は除く。）しておらず、分割会社又は本子会社の知る限り、その具体的なおそれもないこと。分割会社及び本子会社は、現在及び過去において、本事業に関して、司法・行政機関等から命令、処分、勧告、指摘、指導を受けておらず、分割会社又は本子会社の

知る限り、その具体的なおそれもないこと。

(8) (訴訟等)

本事業に関し、分割会社若しくは本子会社又はその役職員を当事者とする訴訟等は係属しておらず、分割会社又は本子会社の知る限り、それらに発展するおそれのある紛争又は事実関係も存在しないこと。分割会社及び本子会社は、本事業に関し、第三者より損害賠償請求、補償請求その他の請求又はクレーム等を受けておらず、分割会社又は本子会社の知る限り、その具体的なおそれもないこと。

(9) (公租公課)

分割会社及び本子会社は、その支払期日が到来した公租公課を適時かつ適法に重要な点において支払っている。分割会社又は本子会社は、税務当局から追徴処分を受け又は追加納付を求められておらず、分割会社又は本子会社の知る限り、その具体的なおそれもないこと。分割会社又は本子会社は、税務当局その他の司法・行政機関等から、更正決定、賦課決定、その他分割会社又は本子会社が支払うべき公租公課の金額を増加させる司法・行政機関等の判断等を受けておらず、分割会社又は本子会社の知る限り、その具体的なおそれもないこと。分割会社又は本子会社と税務当局との間に紛争や見解の相違は生じておらず、分割会社又は本子会社の知る限り、その具体的なおそれもないこと。

(10) (情報開示)

分割会社又は本子会社の知る限り、本吸収分割に関連して、分割会社又はそのアドバイザー等により、承継会社又はそのアドバイザー等に対して提供された情報(書面、電磁的記録又は口頭その他の開示の方法を問わない。)は、重要な点において真実かつ正確であり、承継会社又はそのアドバイザー等に誤解を生ぜしめないために必要かつ重要な情報を欠いていないこと。

別紙 4.2

承継会社による表明及び保証

- (1) (設立及び存続)
承継会社は、日本法に基づき適法かつ有効に設立され、かつ存続する株式会社であり、現在行っている事業に必要な権限及び権能を有していること。
- (2) (本契約の締結及び履行)
承継会社は、本契約を適法かつ有効に締結し、これを履行するために必要な権限及び権能を有していること。承継会社による本契約の締結及び履行は、その目的の範囲内の行為であり、承継会社は、本契約締結日において（本契約の履行及び本吸収分割の実行については本効力発生日の 3 営業日前の日までに）、本契約の締結及び履行並びに本吸収分割の実行に関し、当該日までに法令等、定款その他承継会社の社内規則において必要とされる手続を全て適法に履践していること。
- (3) (法令等との抵触の不存在)
承継会社による本契約の締結及び履行は、(i) 承継会社に適用ある法令等に違反せず、(ii) 承継会社の定款その他の社内規則に違反せず、(iii) 承継会社が当事者となっている契約等について、債務不履行事由等を構成せず、かつ、(iv) 承継会社に対する司法・行政機関等の判断等に違反しないこと。
- (4) (強制執行の可能性)
本契約は、承継会社により適法かつ有効に締結され、承継会社の適法、有効かつ法的拘束力のある義務を構成し、その各条項に従い承継会社に対して強制執行が可能であること。
- (5) (倒産手続等の不存在)
承継会社に対して倒産手続等は開始されておらず、承継会社自ら又は第三者により倒産手続等の開始の申立てもなされておらず、また、倒産手続等を開始する原因となり得る事実も存在しないこと。
- (6) (反社会的勢力との取引の不存在)
承継会社及びその役職員は、反社会的勢力に該当せず、直接又は間接に、一切の反社会的行為に関与していないこと。
- (7) (公表情報の真実性・正確性)
承継会社が 2023 年 4 月 1 日以降に金融商品取引法の規定に従い提出した有価証券報告書、四半期報告書及び臨時報告書に記載された情報並びに金融商品取引所規則に従い開示した情報は、いずれも、その内容が重要な点において真実かつ正確であり、重要な事項について虚偽の記載がなく、また、記載すべき重要な事項又は誤解を生じさせないために必要かつ重要な事実の記載も欠けていないこと。

(8) (法令遵守)

承継会社グループは、承継会社グループに関して適用される全ての法令等及び司法・行政機関等の判断等に違反（軽微な違反は除く。）しておらず、承継会社の知る限り、その具体的なおそれもないこと。

別紙2 パリミキHD：株式会社ルネットとの吸収分割契約の締結並びに親会社の異動及び特定子会社の異動に関するお知らせ



2024年5月13日

各位

会社名：株式会社パリミキホールディングス

代表者名：代表取締役社長 澤田 将広

(コード：7455 東証スタンダード)

問い合わせ先：取締役副社長 CFO 中尾 文彦

(TEL. 03-6432-0732)

**株式会社ルネットとの吸収分割契約の締結並びに
親会社の異動及び特定子会社の異動に関するお知らせ**

当社は、本日、会社法第 370 条及び当社定款第 23 条第2項に基づき、株式会社ルネット(以下、「ルネット」といいます。)が営む資産運用事業(以下、「対象事業」といいます。)を会社分割(吸収分割)の方法により、当社が承継すること(以下、「本吸収分割」といいます。)に関し、ルネットとの間で吸収分割契約を締結することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

また、本吸収分割により、当社の親会社の異動及び特定子会社の異動が見込まれますので、併せてお知らせいたします。

記

1. 本吸収分割

1. 本吸収分割の目的及び理由

現在の日本は、30年に及んだデフレからインフレの時代への転換が進行中であり、今後の市場環境を予測することが難しい時代において、一人ひとりがリスクをとってでも運用しなければいけない時代が到来したと考えています。政府は2022年11月28日に「資産所得倍増プラン」を策定し、資産所得倍増の7本柱として、NISAの抜本的拡充・恒久化や金融経済教育の充実化等を推進することを公表し、その後、2023年12月13日に「資産運用立国実現プラン」を公表し、これらの7本柱の取組を引き続き推進するとともに、インベストメントチェーンの残されたピースとして、家計金融資産等の運用を担う資産運用業とアセットオーナーシップの改革等を図ることを公表しています。同時に、日経平均株価の最高値更新、円安の流れ、日本銀行によるゼロ金利の解除等、運用マーケットにおいては、今までにないスピードで市場環境が変化していると認識している一方で、今まで投資経験の少ない方々はどのように投資をすれば良いかすら分からない現実があると認識しています。

当社は、新しい時代に世界の人々が求める、自分にあったもの、それに『トキメキ』と『あんしん』を提供することを掲げ、眼鏡事業及びメディカル事業等の事業を展開しております。また、当社は、従前から、投資経験の少ない方々のお困りごとに寄り添い、そのご期待にお応えできる企業でありたいと考えており、お客様へ『あんしん』を提供するためには資産運用事業

への参入が重要であると考えておりました。そのような中で、前述のような市場環境や日本の社会情勢の変化を踏まえ、2023年12月頃から、資産運用事業への本格的な参入の検討を開始し、今般、本格的な参入を決定し、本吸収分割に係る吸収分割契約の締結を決定いたしました。

本吸収分割の分割会社であるルネットでは、主にその子会社である株式会社パリミキアセットマネジメント(以下、「パリミキアセット」といいます。)及び Paris Miki (International) SA(以下、「PMI」といいます。)を通じて、資産運用事業を行っているとのことです。これらの事業は、当社の1973年のパリ店出店の頃から、ヨーロッパの高いファッション性や優れたデザインの眼鏡を日本のお客様に提供することだけでなく、欧州を中心とする資産運用による人々の豊かな人生のあり方を、いずれは日本でも実現するお手伝いをできないかとの構想を当時の当社経営者が思い描いていたところ、1989年2月に当社子会社として PMI をスイスに設立し、市場調査と資産運用の拠点として機能しておりましたが、その後の金融市場の混乱の影響により2008年11月に同社株式をルネットへ譲渡した後は、経済情勢や市場環境等の事情を考慮し、当社創業家が運営するルネットの事業として取り組んできたとのことです。

前述の近年の市場環境や日本の社会情勢の変化を踏まえ、当社として資産運用事業への本格的な参入の検討を進める中で、ルネットが築いてきた資産運用事業は、当社の1973年のパリ店出店当時の当社経営者の構想を実現したものであり、お客様に『トキメキ』と『あんしん』を提供するという当社の理念に合致するところが多く、当社が新たに事業を立ち上げることや他社買収の選択肢と比較した場合に、ルネットの資産運用事業を当社が承継することが、最良の選択肢であるとの結論に至りました。

このたび当社が承継するルネットの資産運用事業の概要は以下の通りです。

- ① パリミキアセットは、今まで投資経験が少ない方々でも「あんしん」して委託できる投資商品を組成・販売しており、2006年の設立以来、多くのお客様に支持されてきました。投資商品の組成に際しては、世界のマーケット情報を収集し、購入されるお客様が求めているニーズに合わせた商品を組成することが重要であるところ、パリミキアセットは、スイスを拠点とした運用情報の収集を特徴としており、安心して投資できる商品ラインナップを有しております。
- ② PMI は、スイスを拠点とした情報網を活かして、世界規模で優れたファンドの情報を収集し、一定の資産運用を行っています。これは、パリミキアセットが組成・運用するファンド・オプ・ファンズに将来組み込むべきファンドを選択する上で、自己投資を通じた詳細な情報収集・検証を可能とするものであり、ルネットの資産運用事業の強みにつながっています。

上記のほか、当社では商品製造のために「金」等の市場性の高い資産を多く保有しており、ルネットの資産運用事業における世界のマーケット情報を、当社グループの資産管理及び資産運用に活用することを通じて、当社グループ全体の収益及びリスクの最適化を図ることが可能になると考えております。また、当社グループのパーパス(存在意義)として定めている『ト

キメキ』と『あんしん』で一人おひとりをより豊かに」の実現に向けて、当社グループによる“パリミキ”ブランドでの資産運用サービスの推進による、当社グループのお客様との間の信用創造につなげていくことにより、グループ事業全般での相乗効果を発揮できるよう取り組んでまいり所存です。

2. 本吸収分割の要旨

(1) 本吸収分割の日程

取締役会決議	2024年5月13日
吸収分割契約の締結	2024年5月13日
会社分割予定日(効力発生日)	2024年7月1日(予定)

(注)本吸収分割は、当社においては会社法第784条第2項の規定に定める簡易分割に該当するため、当社において本吸収分割の承認のための株主総会は開催いたしません。

(2) 本吸収分割の方式

本吸収分割は、ルネットを吸収分割会社とし、当社を吸収分割承継会社とする吸収分割です。

(3) 本吸収分割に係る割当ての内容(分割対価)

本吸収分割の対価につき、両社で交渉を重ねた結果、当社が保有する当社の自己株式4,850,000株をルネットに交付することに合意いたしましたので、当社は本吸収分割の対価として、当社の普通株式(以下、「当社株式」といいます。)4,850,000株をルネットに交付します。なお、本吸収分割の対価に現金は含まれません。

(4) 本吸収分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

(5) 本吸収分割により増減する資本金

当社の資本金等については、本吸収分割による変動はありません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

当社は、本吸収分割により、対象事業に係わる権利義務、契約上の地位及び資産・負債を継承いたします。

(7) 債務履行の見込み

本吸収分割の効力発生日以降、当社が吸収分割により承継した債務の履行の見込

みについては問題ないものと判断しております。

3. 本吸収分割に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

当社は、本吸収分割に係る割当ての公正性・妥当性を確保するため、マクサス・コーポレートアドバイザー株式会社(以下、「マクサス・コーポレートアドバイザー」といいます。)を第三者算定機関として選定し、本吸収分割において対象事業に対して割り当てる当社株式数の算定を依頼しました。当社はマクサス・コーポレートアドバイザーによる算定結果及び対象事業の状況並びに将来の見通し等を総合的に勘案し、また、マクサス・コーポレートアドバイザー及び西村あさひ法律事務所・外国法共同事業(以下、「西村あさひ」といいます。)からの助言等も踏まえ、「(4) 公正性を担保するための措置」を実施した上で、ルネットとの間で、本吸収分割について慎重に協議及び交渉を重ねた結果、最終的に「2. 本吸収分割の要旨」の「(3) 本吸収分割に係る割当ての内容(分割対価)」に記載の内容が妥当であるとの判断に至りました。具体的には、2024年4月以降、当社は、複数回にわたり、ルネットとの間で本吸収分割の対価に関して協議を重ねるとともに、本吸収分割に係る吸収分割契約(以下、「本吸収分割契約」といいます。)の諸条件について交渉を行い、5月10日に本吸収分割の対価及び本吸収分割契約の主要な条件について合意に至りました。

(2) 算定に関する事項

① 算定機関の名称並びに上場会社及び相手会社との関係

本吸収分割の対価の算定にあたって公正性・妥当性を確保するための手続きの一環として、当社はマクサス・コーポレートアドバイザーを第三者算定機関として選定し、本吸収分割において対象事業に対して割り当てる当社株式数の算定を依頼しました。なお、マクサス・コーポレートアドバイザーは、当社及びルネットとの間で重要な利害関係を有しておりません。

② 算定の概要

マクサス・コーポレートアドバイザーは、対象事業については、サム・オブ・ザ・パーツ法(以下、「SOTP法」といいます。)を採用して算定を行い、当社株式については、東京証券取引所スタンダード市場に上場しており市場株価が存在することから市場株価平均法を採用して算定を行いました。

なお、市場株価平均法について、2024年5月10日を算定基準日として、算定基準日の終値株価、算定基準日を含む直近1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間における株価の終値単純平均値を採用いたしました。

対象事業に対して割り当てる当社株式数の算定結果は、以下の通りです。

算定手法		対象事業に対する割当株式数 (単位:千株)
当社株式	対象事業	
市場株価平均法	SOTP 法	4,826 ~ 5,532

算定手法		100%株式価値 (単位:百万円)	1株当たり株式価値 (単位:円)
当社株式	市場株価平均法	20,288 ~ 23,085	399 ~ 454

算定手法		事業価値 (単位:百万円)
対象事業	SOTP 法	2,191 ~ 2,207

マクサス・コーポレートアドバイザーが対象事業の算定に用いた SOTP 法の具体的な計算方法は、①パブリックセクターの株式価値を DCF 法により算定し、②PMI の株式価値を修正純資産法により算定したうえで、①及び②の総和により対象事業の価値を計算しております。

また、DCF 法による算定に用いたパブリックセクターの事業計画においては大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、営業利益について 2024 年3月期の-9 百万円に対して 2025 年3月期は-2 百万円、2026 年3月期は 8 百万円、2027 年3月期は 12 百万円と大幅な増益を見込んでおります。これは主に、投資を行う人口の増加、販売促進費や広告宣伝費の追加投入効果によるものです。

なお、DCF 法の算定の基礎としたパブリックセクターの事業計画は、本吸収分割の実施を前提としておりません。

マクサス・コーポレートアドバイザーは、上記算定に際して、当社及びルネットから提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであること、算定に重大な影響を与える可能性がある事実でマクサス・コーポレートアドバイザーに対して未開示の事実はないことを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、当社及びルネット並びにそれらの子会社及び関連会社の資産及び負債(金融派生商品、簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。)について、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。なお、かかる算定は、算定基準日現在の情報と経済情勢を反映したものであり、対象事業の財務予測については、ルネットにより現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

以上を踏まえ、当社及びルネットは、上記の算定結果を元に、本吸収分割に係る割当て株数を 4,850,000 株とすることに合意いたしました。

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

該当事項はありません。

(4) 公正性を担保するための措置

当社は、本吸収分割の検討に当たり、当社及びルネットから独立した第三者算定機関であるマクス・コーポレートアドバイザーに対して、本吸収分割において対象事業に対して割り当てる当社株式数の算定を依頼し、2024年5月10日付で算定書を取得しております。また、本吸収分割の対価その他の条件の検討、協議及び交渉においては、随時、マクス・コーポレートアドバイザーによる財務的見地からの助言を受けています。なお、当社は第三者算定機関からの公正性に関する意見書(いわゆるフェアネス・オピニオン)は取得していません。

また、当社は、本吸収分割の検討に当たり、当社及びルネットから独立したリーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所・外国法共同事業を起用し、公正性を担保するために当社において講じるべき措置及び本吸収分割の諸手続等に関して、法的助言を受けています。

さらに、ルネットは、当社の支配株主ではありませんが、東京証券取引所有価証券上場規程第411条に定める「その他の関係会社」に該当します。そこで、当社は、本吸収分割の検討に当たり、ルネットと当社の一般株主との利益相反の疑義を回避し、手続の公正性を担保するため、当社及びルネットから独立した、当社の独立役員に対して、本吸収分割を行うことを当社取締役会が決定することが、当社の一般株主にとって不利益なものではないかについて諮問し、本日付で、当社の独立役員全員一致の意見として、本吸収分割を行うことを当社取締役会が決定することが、当社の一般株主にとって不利益なものではない旨の意見を取得しております。

(5) 利益相反を回避するための措置

当社の代表取締役会長である多根幹雄氏は、ルネットの代表取締役社長、パルミキアセットの代表取締役会長、PMIのプレジデントを兼任しており、また、ルネットの議決権の全てを有する株主であるため、会社法第369条第2項に定める「特別の利害関係を有する取締役」に該当します。したがって、多根幹雄氏は、当社取締役会における、本吸収分割の決定に係る審議及び決議から除外されております。なお、ルネットの代表取締役社長である多根幹雄氏は、本吸収分割に係るルネットの取締役会決議にも加わっていないとのことです。

4. 本吸収分割の当事会社の概要

	分割会社	承継会社
(1) 名称	株式会社ルネット	株式会社パリミキホールディングス
(2) 所在地	兵庫県姫路市駅前町 313 番地	東京都中央区日本橋室町二丁目 4 番 3 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 多根 幹雄	代表取締役会長 多根 幹雄 代表取締役社長 澤田 将広
(4) 事業内容	投資事業、資産運用事業	株式等の保有を通じた企業グループの統括・運営等
(5) 資本金の額	100 百万円	59 億 107 万 5 千円
(6) 設立年月日	1962 年 1 月 4 日	1950 年 1 月 27 日
(7) 発行済株式数	525 株 (内、A 種類株式 520 株、B 種類株式 5 株)	56,057,474 株
(8) 決算期	2 月	3 月
(9) 従業員数	2 名	61 名
(10) 主要取引先	株式会社パリミキ	株式会社パリミキ
(11) 主要取引銀行	三井住友銀行	三井住友銀行
(12) 大株主及び持株比率	公益財団法人 奥出雲多根自然博物館 49.52%、学校法人志学学園 49.52%、多根幹雄 0.96%	株式会社ルネット 38.2%
(13) 当事会社間の関係		
	資本関係	分割会社は承継会社の発行済株式総数の 38.2%を保有しております。
	人的関係	分割会社の代表取締役は承継会社の代表取締役を兼任しております。
	取引関係	分割会社と承継会社の一部の連結子会社との間で店舗等の賃貸借契約があります。
	関連当事者への該当状況	分割会社は、承継会社の支配株主には該当しませんが、当社の株式 21,393,699 株(保有持分 38.2%、議決権比率 41.82%)を保有するその他の関係会社であり、当社の支配株主等に該当いたします。

(14) 最近3年間の財政状態及び経営成績						
	2022年 2月期	2023年 2月期	2024年 2月期	2022年 3月期	2023年 3月期	2024年 3月期
純資産(百万円)	9,214	11,438	14,996	27,446	28,204	30,023
総資産(百万円)	15,225	16,472	19,927	35,784	37,371	40,021
1株当たり純資産(千円)	17,550	21,786	28,563	0.530	0.543	0.573
売上高(百万円)	545	617	165	44,092	47,400	49,912
営業利益(百万円)	118	154	50	-500	732	1,928
経常利益(百万円)	-48	119	35	175	1,206	2,592
当期純利益(百万円)	-243	-9	19	-1,108	501	1,690

5. 承継する事業部門の概要

(1) 承継する部門の事業内容

パリミキアセットの株式及び PMI の株式を含む、ルネットが営む資産運用事業を承継いたします。

(2) 承継する部門の経営成績

売上高 157 百万円、経常利益 48 百万円

(注)パリミキアセットの 2024 年3月期、PMI の 2023 年 12 月期(1 スイスフラン=170 円で換算)の合算です。

(3) 承継する資産、負債の項目及び帳簿価格

資産		負債	
流動資産	2,791 百万円	流動負債	426 百万円
固定資産	44 百万円	固定負債	4 百万円
合計	2,835 百万円	合計	430 百万円

(注)承継する資産及び負債の金額は、パリミキアセットについては 2024 年3月末時点、PMI については 2023 年 12 月末時点(1 スイスフラン=170 円で換算)の帳簿価格に基づく見込み額であり、実際に承継する金額は上記から変動する可能性があります。

(4) 本吸収分割後に子会社となる2社の概要

(1) 名称	株式会社パリミキアセットマネジメント	Paris Miki (International) SA
(2) 所在地	東京都中央区銀座二丁目8番4号 泰明ビル2階	45 Quai Wilson, 1201 Geneve, Switzerland

(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役会長 多根 幹雄 代表取締役社長 磯野 昌彦	プレジデント 多根 幹雄				
(4) 事業内容	投資信託の設定、運用及び販売	投資助言、有価証券への投資				
(5) 資本金の額	1億円	15百万スイスフラン(CHF)				
(6) 設立年月日	2006年3月28日	1989年2月16日				
(7) 発行済株式数	426,640株	15,000株				
(8) 決算期	3月	12月				
(9) 従業員数	3名	3名				
(10) 主要取引先	PMI、楽天証券株式会社、東京海上日動火災保険株式会社	パリミキアセット				
(11) 主要取引銀行	株式会社三井住友銀行	Union Bancaire Privee, UBP SA Hyposwiss Private Bank Geneve SA				
(12) 大株主及び持株比率	ルネット 100%	ルネット 100%				
(13) 上場会社と当該会社との間の関係						
	資本関係	パリミキアセット及び PMI の親会社であるルネットは、当社の発行済株式総数の 38.2%に相当する株式を保有しております。				
	人的関係	パリミキアセット及び PMI の代表者である多根幹雄氏は当社の代表取締役を務めております。				
	取引関係	該当事項はありません。				
	関連当事者への該当状況	パリミキアセット及び PMI の親会社であるルネットは、当社の発行済株式総数の 38.2%に相当する株式を保有する、当社のその他の関係会社であり、当社とパリミキアセット及び PMI は関連当事者に該当します。				
(14) 最近3年間の財政状態及び経営成績						
	2022年 3月期 (百万円)	2023年 3月期 (百万円)	2024年 3月期 (百万円)	2021年 12月期 (千CHF)	2022年 12月期 (千CHF)	2023年 12月期 (千CHF)
純資産	150	120	109	13,458	13,448	13,507
総資産	179	139	143	26,573	19,876	15,837
1株当たり純資産 (円、CHF)	352	281	255	897	896	900
売上高	150	131	144	26	137	77
営業利益	34	-2	-9	-767	-713	-718
経常利益	34	-2	-9	253	-8	336
当期純利益	31	-29	-12	208	-11	60

6. 本吸収分割後の状況

本吸収分割による当社の商号、本店所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金及び決算期の変更はありません。

7. 会計処理の概要

当社は、本吸収分割が、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第 21 号)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 10 号)における取得(逆取得)に該当することから、本吸収分割についてはパーチェス法を適用して処理することとしております。当社連結財務諸表における本吸収分割に伴うのれんにつきましては、その金額及び償却年数等、現時点では未定です。

8. 今後の見通し

本吸収分割後の業績の見通しにつきましては、明らかになり次第速やかにお知らせいたします。

II. 親会社の異動(予定)

1. 異動が生じる経緯

当社の代表取締役会長である多根幹雄氏は、本吸収分割の分割会社であるルネットの代表取締役を兼務していることから、多根幹雄氏はルネットの緊密な者(「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第8条第4項二イ)に該当し、本吸収分割により、ルネット及び多根幹雄氏が所有する当社の議決権の割合が 51.52%となる見込みであることから、当社に親会社の異動が生じる見込みであります。

2. 異動する株主の概要

新たに親会社に該当する株主の概要は、上記「I. 本吸収分割」の「4. 本吸収分割の当事会社の概要」に記載の通りです。

3. 異動前後におけるルネットの所有する議決権の数及び議決権所有割合

ルネットは、異動前のその他の関係会社から、異動後は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項及び第4項の規定に基づき多根幹雄氏の所有する議決権を合算することにより、当社の親会社となる見込みです。

	属性	議決権の数(議決権所有割合)		
		直接所有分	合算対象分	合計
異動前 (本日現在)	その他の 関係会社	213,936 個 (41.82%)	26,126 個 (5.11%)	240,063 個 (46.92%)
異動後	親会社	262,436 個 (46.86%)	26,126 個 (4.66%)	288,562 個 (51.52%)

(注1) 異動前の議決権所有割合は、当社の 2024 年3月 31 日現在の総議決権数(511,601 個)を分母として計算(小数点以下第三位を四捨五入)しております。

(注2) 異動後の議決権所有割合は、当社の 2024 年3月 31 日現在の総議決権数(511,601 個)に、本吸収分割の対価として交付される当社の自己株式 4,850,000 株に係る議決権数(48,500 個)を加算した数(560,101 個)を分母として計算(小数点以下第三位を四捨五入)しております。

(注3) 合算対象分は多根幹雄氏による所有株式です。

4. 異動予定年月日

2024 年7月1日(本吸収分割の効力発生日)

5. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無

開示対象となる非上場の親会社等の変更はありません。

6. 今後の見通し

今回の親会社の異動による当社業績への影響はありません。

III. 子会社の異動(予定)

1. 異動が生じる経緯

上記「I. 本吸収分割」の「1. 本吸収分割の目的及び理由」に記載の通り、本吸収分割の対象事業の一部は、本吸収分割の分割会社であるルネットの子会社の PMI が行っております。本吸収分割によって、当社は、ルネットが保有する PMI 株式を承継するところ、PMI の資本金の額が当社の資本金の額の 10%を超えるため、特定子会社の異動が生じる見込みであります。

2. 異動する子会社の概要

上記「I. 本吸収分割」の「5. 承継する事業部門の概要」の「(4) 本吸収分割後に子会社となる2社の概要」に記載の通りです。

3. 株式取得の相手先の概要

上記「I. 本吸収分割」の「4. 本吸収分割の当事会社の概要」に記載の通りです。

4. 取得株式数及び取得前後の所有株式の状況

(1) 異動前の所有株式数	0株(議決権所有割合:0.00%)
(2) 取得株式数	15,000 株(議決権所有割合:100%)
(3) 取得価額	上記「1. 本吸収分割」の「2. 本吸収分割の要旨」の「(3) 本吸収分割に係る割当ての内容(分割対価)」に記載の通りです。
(4) 異動後の所有株式数	15,000 株(議決権所有割合:100%)

5. 異動の日程

2024年7月1日(本吸収分割の効力発生日)

6. 今後の予定

異動の伴う業績への影響は軽微であると考えております。今後開示すべき事項が発生した場合には速やかにお知らせいたします。

以上

損 益 計 算 書

自 2022年 3月 1日 至 2023年 2月 28日

(当期累計期間)

株式会社ルネット

(単位：円)

科 目	金 額	
【売上高】		
売上高	81,860,366	
売上高 配当金	129,069,294	
売上高 有価証券売却	406,028,559	
売上値引及び戻り高	13,348	
		616,944,871
【売上原価】		
期首商品棚卸高	33,182,985	
仕入高	8,368,543	
仕入 有価証券売却原価	257,977,298	
貯蔵品売上原価	8,809,763	
期末商品棚卸高	6,909,928	
他勘定振替高	172,318	
売上総利益		315,688,528
【販売費及び一般管理費】		162,142,678
営業利益		153,545,850
【営業外収益】		
受取利息	14,943,297	
雑収入	23,515,428	
		38,458,725
【営業外費用】		
支払利息	31,742,178	
社債発行費償却	2,200,640	
雑損失	39,409,598	
経常利益		118,652,159
【特別利益】		
前期損益修正益	61,722	
		61,722
【特別損失】		
固定資産除却損	52,726,539	
前期損益修正損	60,668,645	
商品廃棄損	13,837,545	
税引前当期純利益		△8,518,848
法人税等		625,000
当期純利益		△9,143,848

株主資本等変動計算書

自 2022年 3月 1日 至 2023年 2月 28日

(当期累計期間)

株式会社ルネット

(単位：円)

科 目	変 動 事 由	金 額
【株主資本】		
【資本金】	当期首残高及び当期末残高	100,000,000
【資本剰余金】		
資本準備金	当期首残高及び当期末残高	99,500,000
資本剰余金合計	当期首残高及び当期末残高	99,500,000
【利益剰余金】		
(その他利益剰余金)		
繰越利益剰余金	当期首残高	8,264,119,695
	当期変動額	△9,143,848
	当期純利益	△26,250,000
	その他	
	当期末残高	8,228,725,847
利益剰余金合計	当期首残高	8,264,119,695
	当期変動額	△35,393,848
	当期末残高	8,228,725,847
株主資本合計	当期首残高	8,463,619,695
	当期変動額	△35,393,848
	当期末残高	8,428,225,847
【評価・換算差額等】		
【有価証券評価差額金】		
	当期首残高	750,083,478
	当期変動額	2,259,342,498
	当期末残高	3,009,425,976
評価・換算差額等合計	当期首残高	750,083,478
	当期変動額	2,259,342,498
	当期末残高	3,009,425,976
純資産合計	当期首残高	9,213,703,173
	当期変動額	2,223,948,650
	当期末残高	11,437,651,823

個別注記表

自 2022年 3月 1日 至 2023年 2月 28日

(当期累計期間)

株式会社ルネット

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法
最終仕入原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
法人税法の規定による定率法（ただし、平成10年4月以降取得の建物は定額法）を採用しております。
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。

(3) その他計算書類の作成のための基本となる重要事項

消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 135,563,029円

3. 株主資本変動計算書に関する注記

当該事業年度の末日における発行済株式の数
令和5年2月28日における発行済株式の数 525株
繰越利益剰余金 其他は、配当金です。

監査報告書

私、監査役は、第 62 期事業年度（2022 年 3 月 1 日から 2023 年 2 月 28 日）の取締役の職務の執行を監査いたしました。

その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ・事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ・取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類の監査結果

計算書類は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2023 年 5 月 19 日

株式会社 ルネット
監査役 多根 伸彦

事業報告

(2022年3月1日から2023年2月28日まで)

1. 当社の状況に関する重要な事項

当会計年度における国内の経済状況は、経済活動の正常化がすすみ、緩やかに景気が回復してきたものとみられます。個人消費は物価上昇の影響があるものの持ち直してきており、インバウンド需要も徐々に戻っていることから回復基調となりました。

かかる中、当社グループは採算が取りにくい美と健康に関する事業から撤退すると共に投資事業及び資産運用事業に経営資源を集中することといたしました。これに伴い、株式市場の堅調な推移や中長期的な投資への切り替え等の結果として、一定の収益を上げることはできたものの、美と健康に関する事業からの撤退コストとしての固定資産除却損や前期損益修正損等の特別損失を計上いたしました。

その結果、当会計年度におきましては、売上高 617 百万円、営業利益 153 百万円、経常利益 119 百万円、当期純損失 9 百万円となりました。

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当社グループの経営理念

経営理念

『第一に お客様と その未来のために』

『第二に 社員と その未来のために』

『第三に 企業と その未来のために』

信条

第一原則 世界中のすべての企業のうちで、わが社は最善の顧客サービス
を持つとする。

第二原則 個人に対する尊敬と、自然と人間に対する興味と関心を持つと
する。

第三原則 一つ一つの組織…人間はその任務の全部を、堂々と説くことを
考えながら、着実に任務を持つとする。

2020年におかげさまで創業90周年を迎え、また、2022年4月1日付で「株式会社パリミキホールディングス」に商号を変更いたしました。この節目において、これからの時代の大きな変化のなかで、お客様は何にお困りで、私たちに何ができるのかを自らに問いかけ、お一人おひとりのお客様に「お合わせする」ことの大切さをあらためて認識いたしました。真の「こころの豊かさ」の実現に向けて、経営理念に基づきパリミキホールディングスが目指すもの・目指す姿を、Purpose（パーパス）・Vision（ビジョン）・Value（バリュー）として定めております。

Purpose（パーパス、存在意義）

「トキメキ」と「あんしん」でお一人おひとりをより豊かに

Vision（ビジョン、目指す姿）

2030年、私たちは世界的な「ホスピタリティブランド」になる

Value（バリュー、存在価値）

お一人おひとりにお合わせした未来につながるおせっかい

他にない、あらたな価値創造へのあくなき追求

自分で考え、自らの責任で生きる真の自立

(2) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度における国内の経済状況は、ウィズコロナを前提としつつも経済活動の正常化がすすみ、緩やかに景気が回復してきたものと見られます。個人消費は物価上昇の影響があるものの持ち直してきており、インバウンド需要も徐々に戻っていることから回復基調となりました。

小売業界におきましても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大（以下、「コロナ禍」と記載します。）への懸念がまだ残っていたため、コロナ禍以前の来店状況までには戻っておりませんが、消費マインドがよくなりつつある兆しを感じられる状態となりました。

当社グループにおきましても、日本国内では繁忙期である7月～8月、11月～12月にコロナ禍の懸念が再燃したため、当初想定していた水準までは伸ばしませんでした。概ね前年を上回る売上高で推移し、確実に回復に向かっていると感じられる結果となりました。特に、コロナ禍で減少していたサングラスや補聴器の売上が回復しており、インバウンド需要が本格的に戻った際にはさらなる伸長が期待できるものと見ております。

国内の主要子会社であります(株)パリミキにおきましては、2022年4月の商号変更と同時に、西日本では「メガネの三城」の屋号を「パリミキ」として全国で統一し、お客様の認知度を上げるべく取り組んでまいりました。コロナ禍の影響が残るなか、移転新店や店舗形態の変更を伴う改装などの投資を行った店舗では売上と来店客数を順調に伸ばしており、売上高、利益を牽引しました。主に百貨店内でメガネサロンを展開している(株)金鳳堂におきましては、百貨店自体の回復基調に合わせて来店客数が増加し、質の高いご要望に応えられる提案力を発揮し業績が改善しました。

また、医療関連事業を行うメディカル事業法人では、安定した利益を確保しており、今後も利益計上に貢献すると考えております。また、眼鏡小売事業とのコラボレーションや社員研修などによる人材育成の場としてもグループでのシナジーが生み出せるものと見込んでおります。

海外子会社におきましては、中国法人については政府のロックダウンが続いたため損失が拡大し、海外法人合計でも営業損失となりましたが、その他の海外法人のコロナ禍の影響は、第3四半期、第4四半期会計期間にはほとんどなくなり、特に東南アジアの各法人では、前年度を上回る売上高、利益を計上できる状態にまで回復いたしました。特に眼科病院と眼鏡小売店舗の一体経営ビジネスモデルを実践しているベトナム法人におきましては、眼科クリニック併設店舗の2号店をオープンし、眼科病院、店舗ともに売上・利益は前年度を大きく上回りました。

以上の結果、当連結会計年度におきましては、売上高47,400百万円（前期比7.5%増）、営業利益732百万円（前年度は営業損失500百万円）、経常利益は1,206百万円（前期比586.9%増）、不採算店舗等の減損損失434百万円などを計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益501百万円（前年度は親会社株主に帰属する当期純損失1,108百万円）となりました。

② 設備投資等の状況

当連結会計年度の当社グループの設備投資額は、2,167百万円であります。

当社グループの当連結会計年度中における出店数、主な改装店数および退店数は以下のとおりであります。

〔国内小売事業〕

地 域 名	出 店 数	改 装 店 数	退 店 数
北 海 道 ・ 東 北	－ 店舗	5 店舗	1 店舗
関 東	6	9	6
中 部	3	11	3
近 畿	4	15(3)	11(2)
中 国	4(1)	4	7(3)
四 国	1	3(1)	1
九 州 ・ 沖 縄	－	8	1
合 計	18(1) 店舗	55(4) 店舗	30(5) 店舗

(注) () 内は、のれん自立店の店舗数であり内数であります。

〔海外小売事業〕

地 域 名	出 店 数	改 装 店 数	退 店 数
ヨ ー ロ ッ パ	－ 店舗	－ 店舗	－ 店舗
ア ジ ア	3	2	9
オ セ ア ニ ア	－	1	－
ア メ リ カ	－	－	1
合 計	3 店舗	3 店舗	10 店舗

③ 資金調達の状況

当社グループは、資金調達の機動性および安定性の確保を目的として取引銀行1行との間にグローバル・コミットメントライン契約を締結しております。当該契約に基づく当社および連結子会社に係る貸出コミットメントの総額は4,100百万円であり、当連結会計年度末における借入実行残高は1,884百万円であります。

④ 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

該当事項はありません。

(3) 直前3事業年度の財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第72期 2020年3月期	第73期 2021年3月期	第74期 2022年3月期	第75期 当連結会計年度 2023年3月期
売上高 (百万円)	48,307	43,873	44,092	47,400
経常利益 (百万円)	446	613	175	1,206
親会社株主に帰属 する当期純利益又は 親会社株主に帰 属する当期純損失 (△) (百万円)	△730	△39	△1,108	501
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	△14.34	△0.78	△21.82	9.88
総資産額 (百万円)	40,770	39,931	35,784	37,371
純資産額 (百万円)	29,652	28,993	27,446	28,204
1株当たり純資産額 (円)	576.69	562.65	530.24	542.74

② 当社の財産および損益の状況

区 分	第72期 2020年3月期	第73期 2021年3月期	第74期 2022年3月期	第75期 当事業年度 2023年3月期
売上高 (百万円)	417	267	523	520
営業収益 (百万円)	1,162	1,024	952	989
経常利益又は 経常損失 (△) (百万円)	△365	72	89	△291
当期純利益又は 当期純損失 (△) (百万円)	△409	28	16	△149
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	△8.05	0.55	0.33	△2.95
総資産額 (百万円)	34,054	33,217	30,057	30,029
純資産額 (百万円)	29,687	29,366	29,137	28,742
1株当たり純資産額 (円)	583.55	576.65	570.96	562.37

(注) (上記①、②に関する注記)

- 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数(期中平均自己株式数を除く)により算出しております。
- 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数(期末自己株式数を除く)により算出しております。

(4) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社パリミキ (注) 1	100百万円	100.0%	眼鏡小売業
株式会社金鳳堂	100百万円	100.0%	眼鏡小売業
株式会社グレート	100百万円	100.0%	総合建設業・内装仕上業 店舗設計・施工
株式会社クリエイトスリー	100百万円	100.0%	眼鏡フレーム製造業
株式会社オプトメイク福井	20百万円	100.0%	眼鏡フレーム修理業
株式会社メディシェアード	20百万円	100.0%	医療関連事業
PARIS MIKI S.A.R.L.	1,000 千€	100.0%	フランスにおける眼鏡 小売業
OPTIQUE PARIS-MIKI(S) PTE.LTD.	190 千S \$	73.7%	シンガポールにおける 眼鏡小売業
PARIS-MIKI LONDON LTD.	1,480 千£ stg	100.0%	イギリスにおける眼鏡 小売業
PARIS MIKI AUSTRALIA PTY.LTD.	27,786 千A \$	100.0%	オーストラリアにおけ る眼鏡小売業
MIKI,INC.	1,800 千U S \$	100.0%	アメリカ (ハワイ) に おける眼鏡小売業
OPTIQUE PARIS MIKI(M) SDN BHD	1,000 千M \$	100.0%	マレーシアにおける眼 鏡小売業
巴黎三城光学 (中国) 有限公司	56,898 千RMB	100.0%	中国における眼鏡レン ズ製造業・眼鏡小売業
巴黎三城眼鏡股份有限公司	29,800 千N T \$	100.0%	台湾における眼鏡小売業
PARIS MIKI OPTICAL (THAILAND) CO., LTD.	10,000 千B	98.0%	タイにおける眼鏡小売業
PARIS MIKI KOREA INC.	1,050 百万ウォン	100.0%	韓国における眼鏡卸売業
上海巴黎三城眼鏡有限公司	520 千RMB	(注) 2 100.0%	中国における眼鏡小売業
HATTORI & DREAM PARTNERS LTD.	1,000 千U S \$	(注) 3 82.0%	ベトナムにおける医療 関連事業

- (注) 1. 2022年4月1日付で、株式会社三城は、商号を株式会社パリミキに変更しております。
 2. 当社の子会社である巴黎三城光学 (中国) 有限公司が所有する議決権比率であります。
 3. 当社の子会社である株式会社パリミキが所有する議決権比率であります。
 4. 当社の連結子会社は上記18社を含めた29社であります。

③ 特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社パリミキ	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	25,683百万円	30,029百万円

(注) 2022年4月1日付で、株式会社三城は、商号を株式会社パリミキに変更しております。

④ 重要なその他の関係会社の状況

会社名	資本金	当社への議決権比率	主要な事業内容
株式会社ルネット	100百万円	42.11%	投資事業、健康関連事業

(5) 対処すべき課題

当社は、2022年4月1日に(株)三城ホールディングスから(株)パリミキホールディングスに商号を変更いたしました。お客様に利用していただいている店舗名称と株式上場銘柄名として表示される商号を一致させることにより、「パリミキ」ブランドを認知していただき、また当社株式にも関心を寄せていただけるように引き続き取り組んでまいります。また、創業以来の経営理念である、「第一にお客様とその未来のために」「第二に社員とその未来のために」「第三に企業とその未来のために」を基本に、さらに「トキメキ」と「あんしん」を提供する企業へと進化していくことを念頭においた中期経営計画を策定いたしました。中期経営計画では、長期経営ビジョン「2030年、私たちは世界的な『ホスピタリティブランド』になる」ことを目指し、その実現に向けたフェーズ1として、2023年3月期から2025年3月期までの3か年計画を策定しており、よりお客様の視点に立って豊かさの提案ができる企業グループとなることを目指しております。

中期経営計画に基づき、国内におきましては眼鏡事業を主力に、今までのあり方にとらわれずに関連する事業への拡大や、眼鏡店として培ってきた経験と志を活かして、メディカル関連事業などの新たな分野へのチャレンジもすすめております。

店舗展開では、不採算店舗の見直しを行い店舗の統廃合をすすめ、一店一店がお客様とより深い関係が築けるよう体制の強化に取り組んでおります。またお客様に「トキメキ」を感じていただけるような新しいコンセプトの店舗づくりを行い、地域やお客様の層に合わせて品揃えや販売方法の異なる店舗セグメント毎の施策を実施し、店舗改装にも継続して取り組み、計画的に投資をしていく方針です。

なお、2024年3月期の国内新規出店につきましては、20店舗を見込んでおり、また店舗の統廃合を含む退店は、不採算店を中心に19店舗を計画しております。

2022年より国家検定資格「眼鏡作製技能士」制度が開始されましたが、当社グループではこれまで眼鏡医療技術専門学校ワールドオプティカルカレッジ

と連携した社内教育に注力しており、初年度より746名の合格者を輩出することができました。今後も有資格者を増やしていくことで、お客様の「あんしん」にさらにお応えできるよう、人材の育成に継続して取り組んでまいります。各店舗では、お一人おひとりのお客様の生活シーンに合わせた視力測定「ビジュアルライフケア（VLC）」とあわせて「オーディオライフケア（ALC）」を推進し、お客様の「心が豊かになる聞こえ」の実現と新たな需要創造を目指し、社員の技術力・提案力の向上にも積極的に取り組んでまいります。

商品では、機能性やデザイン性に優れたMade in Japanのプライベートブランドによる眼鏡フレームの充実を図り、また眼鏡レンズでは、目的別に機能を持ったものや、眼の健康に配慮した優れた商品の開発とアピールを継続して行っております。さらに日本国内にレンズ工場を設置したシャミール社との業務提携により、通常は一週間程度を要する累進レンズ（遠近）の納期を24時間以内に短縮したレンズを全国の店舗で展開しており、今後も新たなニーズに応えるべく、品質・サービスの向上と新たな市場の開発に努めてまいります。

また、子会社で福井県鯖江市を拠点とする眼鏡フレーム製造の(株)クリエイトスリーは、世界的水準の優れたプライベートブランド商品を開発・製造しております。眼鏡修理を専門とする(株)オプトメイク福井とともに、商品の企画・開発からメンテナンスまで一貫して行える企業グループとして、お客様に愛着のあるよい商品を長く使っていただくことにより環境を守り、鯖江の協力工場とともに日本の誇る伝統的産業の持続的な発展にも寄与していきたいと考えております。

海外事業におきましては、今後人口ボーナス期の到来が予想される東南アジアを中心に事業戦略を策定しており、特に医療（眼科病院経営）ビジネスとの協業については、中長期的な成長を視野に取り組んでいるところで、ベトナム、フィリピンに続き、カンボジアへの展開など、今後も積極的な投資を計画しております。一方で市場環境の厳しい地域では、既存店舗の立て直しをすすめながら不採算店を整理しており、経済状況を見極めながら事業の構造改革をすすめていく方針です。

このたびのコロナ禍や世界紛争の影響による資源高など、先行きの不透明な情勢と事業環境が続くことが想定されますが、お客様の心配ごとに応えてまいりながら、信頼をさらに高めていくことが大切であると考えます。安心してお越しいただける居心地のよい店舗に、信頼できる社員がいること、そのための魅力ある店舗づくりのための設備投資と、一人ひとりに合わせた人材育成に、引き続き注力してまいります。

これらの各施策の実施とあわせて、グループ全社で「地球を元気にする委員会」を設置し、「ありたい未来、あるべき未来の視点から今、私たちにできること」をテーマにサステナビリティを巡る取り組みを統括的に審議しております。これらの事項は取締役会に報告され、マテリアリティ（重要課題）の特定

など中長期の経営課題として審議し取り組みをすすめております。

私どもは、常に経営理念に則り、まずはお客様とその未来、社員とその未来のために、何をなすべきかを真剣に考え、強い信念をもって対処してまいります。高齢化する世界のなかで、新しいイノベーションも駆使しながら、「トキメキ」と「あんしん」を提供できる、新たな市場の創造にも取り組んでまいります。

今後ともより一層のご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

当社グループは、当社と連結子会社29社、非連結子会社2社、関連会社1社、その他の関係会社1社により構成されております。主要な事業内容は眼鏡小売業であり、日本国内および海外で事業を展開しております。

(7) 主要な営業所（2023年3月31日現在）

〔本店〕 東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号

〔本社〕 東京都港区海岸一丁目2番3号

〔国内小売事業〕

地 域 名	店 舗 数	地 域 名	店 舗 数
北 海 道 ・ 東 北	44 (7)	中 国	78 (26)
関 東	181 (18)	四 国	39 (8)
中 部	83 (2)	九 州 ・ 沖 縄	42 (8)
近 畿	171 (19)	合 計	638 (88) 店舗

- (注) 1. () 内は、のれん自立店の店舗数であり内数であります。
 2. 店舗数には、株式会社金鳳堂の店舗数を含んでおります。
 3. その他、車輦による移動型店舗（クーリエ）が3店あります。

〔海外小売事業〕

地 域 名	店 舗 数	地 域 名	店 舗 数
ヨ ー ロ ッ パ	2	オ セ ア ニ ア	4
ア ジ ア	92	ア メ リ カ	4
		合 計	102 店舗

〔眼鏡製造・修理事業〕

株式会社クリエイトスリー 本社工場：福井県鯖江市

株式会社オプトメイク福井 本社工場：福井県鯖江市

(8) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
2,636名	84名減

(注) 従業員数には、企業集団外への出向者26名が含まれております。
また、上記には契約社員（パートタイマー）等、1,117名（1日8時間換算）は含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
59名	11名増	48.5歳	23.2年

(注) 従業員数には、社外への出向者26名が含まれております。
なお、上記には契約社員（パートタイマー）等、5名（1日8時間換算）は含まれておりません。

(9) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	1,957百万円

(注) 当社グループは、資金調達の機動性および安定性の確保を目的として上記銀行との間にグローバル・コミットメントライン契約を締結しております。当該契約に基づく当社および連結子会社に係る貸出コミットメントの総額は4,100百万円であり、当連結会計年度末における借入実行残高は1,884百万円であります。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2022年4月1日付で、商号を株式会社三城ホールディングスから株式会社パリミキホールディングスに変更いたしました。

また、当社の連結子会社であり特定完全子会社である株式会社三城も、同日付で、商号を株式会社パリミキに変更いたしました。